

(総則)

第1条 この連盟は、日進市卓球連盟（以下「連盟」という）と称す。

第2条 連盟は、事務局を会長宅に置く。

第3条 連盟は、日進市体育協会に所属する。

(目的)

第4条 連盟は、卓球（ラージボール含む）の振興と普及、ならびに会員の技術向上と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 卓球の普及および指導・振興を図ること。
- (2) 体育協会と協力し、大会・講習会等に関する各種行事を実施すること。
- (3) 連盟の発展と、他の連盟との親睦を図ること。
- (4) その他、連盟の目的達成に必要な事業を行うこと。

(組織)

第6条 連盟は、第4条に賛同する会員をもって組織する。
ただし、会員は市内在住、在勤者、及び市内のクラブに所属する者とする。

(役員)

第7条 連盟には、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 会計 1名 書記 1名
理事、常任委員、顧問、**相談役**を、若干名置くことができる。(3文字挿入)

(役員を選出および任期)

第8条 役員は、次の方法で選出する。

会員の中より立候補し、会員投票により選出する。立候補がない場合は、役員会の指名する選考者委員に依って、役員候補を推薦する。
選出された候補者は、総会の承認を得て決定する。
選出の時期は、総会の前日までに人選する。

第9条 役員の任期は2年とする。

再選は妨げない。但し、会計職は、二期（4年）をもって再選はしない。

(監査委員の選出および任期)

第10条 監査委員は、次の方法で選出する。

- (1) 監査委員は、役員会の指名する選考者委員に依って、会員の中より選出された監査委員候補者を、総会の承認を得て決定する。
- (2) 監査委員を2名置く。

第11条 監査委員の任期は2年とし、再選は妨げない。

(会議)

NO.2

- 第12条 連盟は、運営上必要において役員会及び、評議委員会を開く。
- (1) 役員会は第7条の役員で構成し、司会は会長もしくは、会長の指名するものがこれにあたる。
 - (2) 役員会は、連盟の予算・決算・行事計画・その他必要事項を審議立案決定をする。
(1文字削除、1文字挿入)
 - (3) 役員、評議委員合同会議は、年3回開催し、行事計画の説明および事業の遂行に協力を得る。

- 第13条 総会は、通常総会および臨時総会とする。
- (1) 総会は会長が招集する。
 - (2) 総会の議長は会長、若しくは会長の指名するものがこれにあたる。
 - (3) 通常総会は年1回、臨時総会は必要に応じて行う。
 - (4) 総会の議事は出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは議長が決する。

(会計)

- 第14条 連盟の費用は次の費用をもってあてる。
1・入会金 2・会費(年間) 3・助成金 4・補助金 5・その他収入
- 第15条 入会金・会費に関する事項 入会金を払うもの、とする。)
- (1) 入会金は、500円とする。(中学生以下は対象としない。但し卒業後は新会員として)
 - (2) 会費は、年額を体育協会への負担金プラス200円とする。
 - (3) 既納の入会金および会費はいかなる理由があっても返納しない。
 - (4) 1年以上にわたり、連盟練習に参加できないと思われる場合には、休会届を出して会費の免除が受けられる。(1、4項に89文字挿入)
- 第16条 加入、脱退に関する事項
- (1) 連盟加入については、連盟事務局へ加入申込書と入会金および会費を添え提出する。
 - (2) 連盟脱退については、連盟事務局に脱退届けを出すこと。
(32文字挿入)
(脱退後に、再度加入する場合には、新規加入と同等扱いとする。)

(弔慰)

- 第17条 (1) 会員死亡の場合は、連盟役員が会葬し、香料5,000円を供える。

(雑則)

- 第18条 この規約に定めるものの他に必要な事項は、会長が役員承認を得て定める。
- 第19条 規約の改正は総会の決議をもって行うものとする。

- 附則 本規約は、昭和58年4月1日からこれを施行する。
平成 3年5月1日一部改定
平成15年4月1日一部改定
平成17年4月1日一部改定

平成20年4月1日一部改定

平成23年4月1日一部改定

平成27年4月1日一部改定

平成27年4月1日一部改定

平成27年4月1日一部追加

(第7条)

(第12条3項、15条1項)

(第15条4項、16条2項)